

# 参考資料

## 1. 都市計画マスタープラン策定の経緯・推進体制

## 2. 都市計画マスタープラン策定委員会等名簿

## 3. 都市計画マスタープラン策定委員会等設置要綱

## 4. 用語解説



芝根小 6年1組 税田 凜  
「人口20万人ごえ玉村市」



上陽小 1年1組 小池 麦生  
「きれいなまちがいいな」



中央小 1年2組 斎藤 恵太  
「緑とお花と笑顔たくさん玉村町」

中央小 1年1組 斎藤 優太  
「緑たくさん笑顔たくさん玉村町」



## 1. 都市計画マスタープラン策定の経緯・推進体制

## (1) 策定の経緯

| 開催日等    |                 | 開催等内容                             | 主な協議事項等  |
|---------|-----------------|-----------------------------------|--|
| 平成 22 年 | 10月19日          | 第 1 回作業部会                         | ・ 策定委員会の概要<br>・ 玉村町の都市計画   |
|         | 11月1日           | 第 1 回庁内検討会                        | ・ 策定委員会の概要<br>・ 玉村町の都市計画   |
|         | 11月15日          | 第 1 回策定委員会                        | ・ 策定委員会の概要<br>・ 玉村町の都市計画   |
|         | 12月14日          | 第 2 回作業部会                         | ・ 全体構想<br>・ 都市づくりの課題・目標、<br>・ 将来都市構造、将来市街地像  |
|         | 12月28日          | 第 2 回庁内検討会                        | ・ 全体構想<br>・ 都市づくりの課題・目標、<br>・ 将来都市構造、将来市街地像  |
| 平成 23 年 | 1月14日           | 第 2 回策定委員会                        | ・ 全体構想<br>・ 都市づくりの課題・目標、<br>・ 将来都市構造、将来市街地像<br>・ 現地視察<br>・ 利根川新橋付近、東部工業団地の造成地                  |
|         | 3月9日            | 第 3 回作業部会                         | ・ 玉村町都市計画マスタープラン<br>（平成 10 月 2 月策定）の検証<br>・ 全体構想<br>・ 各分野の基本方針                                 |
|         | 4月14日           | 第 3 回庁内検討会                        | ・ 玉村町都市計画マスタープラン<br>（平成 10 月 2 月策定）の検証<br>・ 全体構想<br>・ 各分野の基本方針                                 |
|         | 4月26日           | 第 3 回策定委員会                        | ・ 玉村町都市計画マスタープラン<br>（平成 10 月 2 月策定）の検証<br>・ 全体構想<br>・ 各分野の基本方針                                 |
|         | 5月19日<br>～6月16日 | パブリックコメントの募集                      | ・ 都市計画マスタープラン（中間案）<br>・ 全体構想（案）  |
|         | 7月26日           | 産業別懇談会（JA）                        | ・ 全体構想（案）  |
|         | 7月～8月           | 玉村町都市計画<br>絵画コンクールの募集<br>（町内の小学生） | 本町の将来を担う子供たちに、未来の町を描いてもらうことにより、自分の住んでいる町への関心を持ち、理解を深める機会とするとともに、幅広い世代の意見を取り入れるため、絵画コンクールを実施した。 |
|         | 9月12日           | 第 4 回作業部会                         | ・ パブリックコメント実施結果報告<br>・ 地域別構想（案）<br>・ 絵画コンクール募集結果報告と一次選定  |
|         | 9月20日           | 第 4 回庁内検討会                        | ・ パブリックコメント実施結果報告<br>・ 地域別構想（案）<br>・ 絵画コンクール募集結果と一次選定報告  |
|         | 9月26日           | 産業別懇談会<br>（商工会・金融委員会）             | ・ 全体構想（案）  |
|         | 9月30日           | 第 4 回策定委員会                        | ・ パブリックコメント実施結果報告<br>・ 地域別構想（案）<br>・ 絵画コンクール募集結果と二次選定  |
|         | 10月12日          | 地域別懇談会（西部）                        | ・ 全体構想・地域別構想（案）  |
|         | 10月13日          | 地域別懇談会（北部）                        | ・ 全体構想・地域別構想（案）  |

| 開催日等           |                     | 開催等内容        | 主な協議事項等  |
|----------------|---------------------|--------------|--|
|                | 10月14日              | 地域別懇談会（東部）   | ・全体構想・地域別構想（案）                                       |
|                | 12月1日<br>（書面開催）     | 第5回作業部会      | ・全体構想・地域別構想（案）                                       |
|                | 12月1日<br>（書面開催）     | 第5回庁内検討会     | ・全体構想・地域別構想（案）                                       |
|                | 12月1日<br>（書面開催）     | 第5回策定委員会     | ・全体構想・地域別構想（案）                                       |
| 平成23年<br>平成24年 | 12月7日～<br>平成24年1月4日 | パブリックコメントの募集 | ・全体構想・地域別構想（案）                                       |
|                | 1月27日               | 第6回作業部会      | ・パブリックコメント実施結果報告<br>・都市計画マスタープラン（案）<br>・まちづくりの実現に向けて |
|                | 2月1日                | 第6回庁内検討会     | ・パブリックコメント実施結果報告<br>・都市計画マスタープラン（案）<br>・まちづくりの実現に向けて |
|                | 2月13日               | 第6回策定委員会     | ・パブリックコメント実施結果報告<br>・都市計画マスタープラン（案）<br>・まちづくりの実現に向けて |



策定委員会



小学生の絵画コンクールの選定状況



現地視察（利根川新橋付近）



地域別懇談会

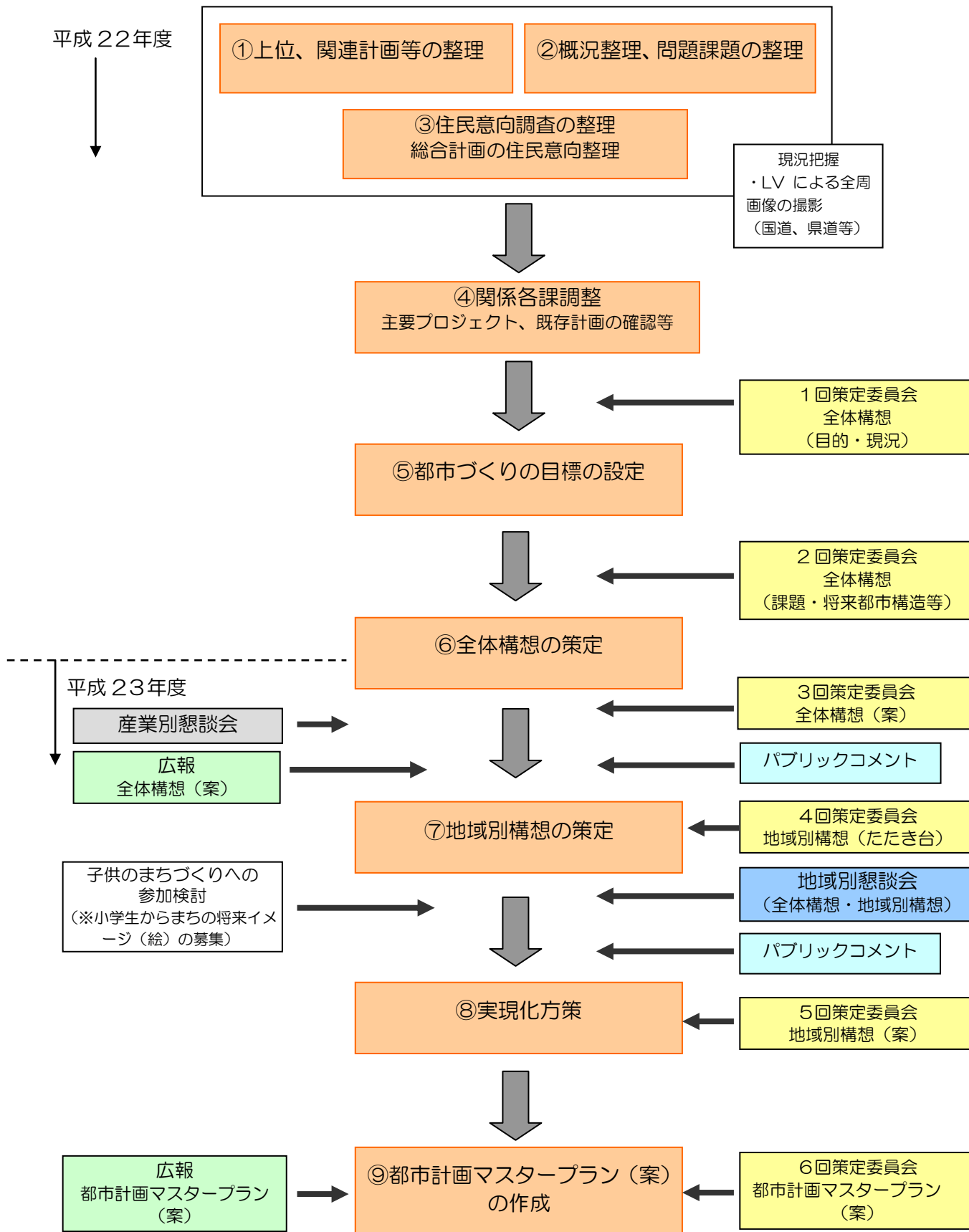


図 策定までの流れ

(2) 策定の推進体制

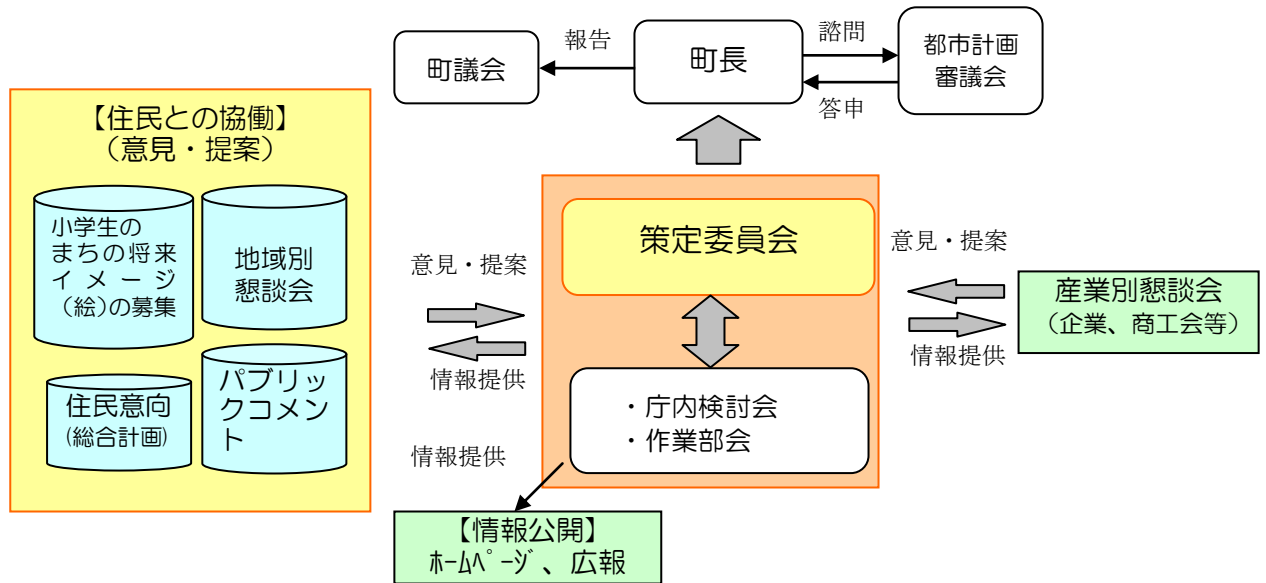


図 策定の推進体制

■ 策定委員会

学識者、住民代表、関係団体の代表者で構成し、都市計画マスタープランの行政案に対して、具体的な検討および承認をする組織

■ 庁内検討会

作業部会で立案した行政案を承認し策定委員会へ上程する組織（主に課長クラス）

■ 作業部会

行政案を策定し庁内検討会へ提案する組織（主に係長・主査クラス）

■ 産業別懇談会

企業、関係団体に対して、各個別に都市づくりの意見を議論する場

■ 地域別懇談会

策定委員会で検討した都市計画マスタープラン案について、より多くの住民の皆さんの意見を計画に反映させるため地域別に住民懇談会を開催

## 2. 都市計画マスタープラン策定委員会等名簿

### (1) 策定委員会名簿

| 分野          | 所属            | 氏名     | 種別   |
|-------------|---------------|--------|------|
| 学識経験者       | 上武大学代表        | 中村 光一  | 1号委員 |
| 自治（H22）     | 玉村町区長会代表      | 明山 健二  | 2号委員 |
| 自治（H23）     | 玉村町区長会代表      | 本多 博志  | 2号委員 |
| 農業          | 玉村町農業委員会代表    | 齊藤 三千男 | 2号委員 |
| 商工業         | 玉村町商工会代表      | 蛭川 清之  | 2号委員 |
| 公共交通        | 群馬バス協会代表      | 村木 勇一  | 2号委員 |
| 観光          | 群馬県ハイヤー協会代表   | 深澤 清   | 2号委員 |
| 不動産         | 群馬県不動産鑑定士協会代表 | 菅谷 隆雄  | 2号委員 |
| 行政（土木）（H22） | 伊勢崎土木事務所代表    | 荒巻 清一  | 2号委員 |
| 行政（土木）（H23） | 伊勢崎土木事務所代表    | 大島 明   | 2号委員 |
| 住民          | 住民代表          | 新井 陽子  | 3号委員 |

1号委員：学識経験者

2号委員：関係機関及び関係団体代表

3号委員：住民の代表

(2) 庁内委員会名簿

| 役職 | 課名         | 役職  | 課名    |
|----|------------|-----|-------|
| 会長 | 副町長        |     | 経済産業課 |
|    | 総務課        | 副会長 | 都市建設課 |
|    | 企画経営課(H23) |     | 上下水道課 |
|    | 税務課        |     | 会計課   |
|    | 健康福祉課      |     | 議会事務局 |
|    | こども育成課     |     | 学校教育課 |
|    | 住民課        |     | 生涯学習課 |
|    | 生活環境安全課    |     |       |

(3) 作業部会名簿

| 課名          | 係名       |
|-------------|----------|
| 総務課 (H22)   | 企画係      |
| 経営企画課 (H23) | 企画政策係    |
| 生活環境安全課     | 環境政策係    |
|             | 交通防犯係    |
|             | 消防防災係    |
| 経済産業課       | 農政係      |
|             | 商工労働係    |
| 都市建設課       | 工務係      |
|             | 都市計画係    |
|             | 企業誘致・用地係 |
| 上下水道課       | 下水道工務係   |
| 生涯学習課       | 文化財係     |



### 3. 都市計画マスタープラン策定委員会等設置要綱

#### (1) 策定委員会設置要綱

##### 玉村町都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱

平成22年10月6日町長決裁

##### (設置)

第1条 この要綱は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2の規定に基づく都市計画に関する基本的な方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）の改定に関し、住民等の意見を反映させるため、玉村町都市計画マスタープラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その運営に関し必要な事項を定めるものとする。

##### (所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、都市計画マスタープランの原案を審議し、その結果を町長に提言するものとする。

##### (組織)

第3条 委員会は、おおむね15人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係機関及び関係団体代表
- (3) 住民の代表
- (4) その他町長が必要と認める者

##### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。委員長は、第3条第1項第1号に掲げる者をもって充て、副委員長は委員長が指名した者をもって充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又はかけたときは、その職務を代理する。

##### (任期)

第5条 委員の任期は、都市計画マスタープランの改定が完了する日までとする。ただし、委嘱されたときにおける当該身分を失った場合は、委員の身分を失う。また、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

##### (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。

##### (意見の聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

##### (庶務)

第8条 委員会の庶務は、都市建設課において処理する。

##### (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

##### 附則

この要綱は、町長決裁の日から施行する。

(2) 庁内委員会設置要綱

玉村町都市計画マスタープラン庁内検討会設置要綱

平成22年9月27日副町長決裁

平成23年4月 1日副町長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2の規定に基づく都市計画に関する基本的な方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）を検討するため、庁内に都市計画マスタープラン庁内検討会（以下「検討会」という。）を設置し、その運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 検討会の所掌事務は、都市計画マスタープランの原案の策定及び庁内調整とし、玉村町都市計画マスタープラン策定委員会へ上程するものとする。

(組織及び構成)

第3条 検討会は、別表に掲げる会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、検討会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、都市計画マスタープランの改定が完了する日までとする。

(会議)

第5条 検討会の会議は、会長が招集し、議長となる。

(意見の聴取)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(作業部会)

第6条 検討会に専門的な事項を調査及び研究するため、作業部会を置く。

2 作業部会は、委員の属する課にある者及び会長が特に必要と認める職員をもって組織する。

(庶務)

第7条 検討会及び作業部会の庶務は、都市建設課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。また作業部会の運営に関し必要な事項は、都市建設課長が定める。

附 則

この要綱は、副町長決裁の日から施行する。

別表(第3条関係)

玉村町都市計画マスタープラン庁内検討会

|    |          |     |        |
|----|----------|-----|--------|
| 会長 | 副町長      |     | 経済産業課長 |
|    | 総務課長     | 副会長 | 都市建設課長 |
|    | 経営企画課    |     | 上下水道課長 |
|    | 税務課長     |     | 会計課長   |
|    | 健康福祉課長   |     | 議会事務局長 |
|    | こども育成課長  |     | 学校教育課長 |
|    | 住民課長     |     | 生涯学習課長 |
|    | 生活環境安全課長 |     |        |

## 4. 用語解説

| 五十音    | 用語   | 解説   |
|--------|--|--|
| あ行     | 沿道景観   | 道路に沿った地域の景観（風景）のこと。  |
| か行     | 街区公園   | 主に街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、1箇所当たり誘致距離 250m の範囲内で面積 0.25ha を標準として配置する公園のこと。   |
|        | 概成済延長  | 概ね計画幅員の 2/3 以上又は4車線以上の幅員を要する道路の延長のこと。  |
|        | 開発許可制度   | 無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域内で宅地造成をする場合などについて、一定の水準を確保し、造成に伴う災害や公害を防ぎ、開発区域及びその周辺の良好な住環境を確保する制度のこと。                                    |
|        | 改良済延長  | 道路構造令に基づいて改良が行われた道路延長のこと。道路構造令とは、安全かつ円滑な交通が確保できるように、道路の構造の一般的な技術的基準を示したもの。   |
|        | 観光情報機能   | 町の情報や観光情報を発信するための機能としての観光施設（案内所・直売所など）のこと。   |
|        | 給水人口   | 給水区域内に居住し、水道により給水を受けている人口のこと。  |
|        | 狭あい道路  | 幅員が狭い道路のことで、一般に幅員 4メートル未満の道路のこと。   |
|        | 協働   | 住民、企業、行政などが各々の目的の実現にあたり、共通する取り組みや事業について対等な立場で役割や責任などを分担し、協力して推進すること。   |
|        | 供用面積   | 實際上使用されている面積のこと。   |
|        | 近隣公園   | 主に近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、1箇所当たり誘致距離 500m の範囲内で面積2ha を標準として配置する公園のこと。   |
|        | 区域区分   | 市街化区域と市街化調整区域の区分のこと。   |
|        | ランドデザイン  | 中長期的で総合的なまちの設計図で、本都市計画マスタープランでは将来都市構造図のこと。   |
|        | 経営耕地面積   | 農林業経営体が経営する耕地の面積のこと。経営体が所有している耕地のうち貸しつけている耕地と耕作放棄地を除いたもの（自作地）に借りている耕地（借入耕地）を加えたもの。   |
|        | 建築協定   | 建築基準法に基づき、住宅地としての環境や商店街としての利便を高度に維持増進するため、土地の所有者、建築物の賃借権者等が全員の合意により、建築物の敷地・位置・構造・用途・形態・意匠・建築設備など建築物に関する基準を定めた協定のこと。                      |
|        | 公共下水道  | 主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が設置し、管理する下水道のこと。  |
|        | 公共公益施設   | 公共施設と公益施設を指す。「公共施設」という語は、道路、広場、公園、緑地、水路等に限定して、公共の用に供する施設として定義されている。一般用語では、公共施設と称される小学校、中学校、官公庁、図書館、公民館等を「公益施設」（または公共的施設）といて、公共施設と区別している。 |
|        | 公共交通機関   | 鉄道、バス、船舶、飛行機等の不特定多数の人々が利用する交通機関のこと。  |
| 交通安全施設 | 交通の安全と円滑、交通公害の防止等を目指して、都道府県警察（公安委員会）が整備するもの（交通管制センター、信号機、車両感知器、交通情報板、道路標識、道路標示等）と、市町村などの道路管理者が整備するもの（街路照明灯、カーブミラー、街路柵、車止めポール等）がある。 |  |

| 五十音 | 用語          | 解説   |
|-----|-------------|--|
| か行  | 交通結節機能      | 国道、バス、高速船、鉄道、自転車などの複数の交通導線が集中して結節する箇所（交通結節点）について、主に交通機関相互の「乗り換え機能」のこと。   |
|     | 交通ネットワーク    | 都市とその周辺の都市との連携に必要な道路や公共交通などの交通が網の目のように張り巡らされたつながりのこと。  |
|     | 国勢調査        | 国の人口の状況を明らかにし、各種行政施策の基礎資料を得ることを目的として実施する国の最も基本的な統計調査のこと。5年ごとに実施している。   |
|     | 国土利用計画法     | 国土を総合的かつ計画的に利用するために、土地利用に関わる基本計画の作成や、土地取引の規制や手続き等を定めた法律のことで、昭和49（1974）年に制定された。乱開発や無秩序な土地利用を防止するために、一定面積以上の大規模な土地の取引については、その利用目的などを届け出ることとしている。 |
|     | コミュニティ      | 住民どうしの協力や結びつきによる地域の活動やそのまとまりのこと。   |
|     | コンパクトなまちづくり | 今後、高齢化社会の進展や環境問題等を踏まえ、住居、店舗その他の施設が郊外に分散的に立地しているのではなく、徒歩・自転車及び公共交通等を充実させて、中心市街地を中心に一定の範囲にコンパクトに集まった都市を形成するまちづくりを目指すこと。                          |
| さ行  | サイクリングロード   | スポーツやレクリエーションとして自転車を利用すること（サイクリング）を主な目的とした道路のこと。   |
|     | 市街化区域       | 都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する区域を示す。具体的には、既に市街地を形成している区域、及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のこと。   |
|     | 市街化調整区域     | 都市計画法に基づく都市計画区域のうち市街化を抑制すべき区域のこと。  |
|     | 市街地開発事業     | 総合的な計画に基づいて公共施設の整備とあわせ、宅地や建築物の整備を行い、面的な市街地の開発を積極的に図ろうとするもので、土地区画整理事業などのこと。   |
|     | 自然的土地利用     | 農林業的土地利用に、自然環境の保全を旨として維持すべき森林、原野、水面、河川、海浜などの土地利用を加えた都市的土地利用以外の土地利用のこと。   |
|     | 循環型社会       | 地球環境保全、廃棄物リサイクルの気運の高まりの中で、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会からの転換をイメージし、天然資源の消費量を減らして、環境負荷をできるだけ少なくする社会のこと。  |
|     | 商業業務地       | 店舗などの商業地と、銀行や事務所などの業務地が複合した地区のこと。  |
|     | 親水空間        | 河川、湖沼などへの接近性（近づき易さ）を高め、水に触れる、眺める、接するなどの人々が水辺の景観や自然などに親しめる機能をもった空間のこと。  |
|     | 水質汚濁        | 河川、湖沼、海等の水の状態が主に人の活動（工場や事業場などにおける産業活動や家庭での日常生活ほかすべて）によって損なわれること、及びその状態のこと。   |
|     | スプロール       | 虫食的に宅地開発等が進み、都市が無秩序に拡大していくこと。  |
|     | スマートIC      | 高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリア、バスストップから乗り降りができるように設置されるインターチェンジであり、通行可能な車両（料金の支払い方法）を、ETCを搭載した車両に限定しているインターチェンジのこと。                                  |
|     | 生態系         | 食物連鎖などの生物間の相互関係と、生物とそれを取り巻く無機的環境の間の相互関係を総合的にとらえた生物社会のまとまりを示す概念のこと。   |
|     | 生物多様性       | 地球上の生物が、バラエティに富んでいること。複雑で多様な生態系そのものを示す言葉のこと。   |

| 五十音    | 用語   | 解説   |
|--------|--|--|
| さ行     | 線引き制度  | 都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域の2つの区域に区分すること。区域区分ともいう。  |
|        | 操業環境   | 操業環境の良さは、工場などが操業しやすい環境のことで、工場などからの騒音などの問題がないように住宅地から離れた場所にまとまった土地に造成が行われていることなど、工場の操業がしやすい環境が整っていること。  |
|        | 総合計画   | 自治体の全てのまちづくりの基本となる最も上位に位置づけられた計画のことで、基本構想、基本計画、実施計画の3つで構成され、まちづくりを行う住民と行政の指針となるもの。   |
| た行     | 大規模指定既存集落  | 市街化調整区域に長年居住しながら、持家がなく世帯を有している人が、大規模既存集落内に住宅を建築することができる制度のこと。  |
|        | 地区計画   | 地区の特性に応じた良好な環境の整備や保全のための方針と具体的な整備計画を、住民と行政が連携して定める都市計画のこと。   |
|        | 地区公園   | 主に徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、1箇所当たり誘致距離1kmの範囲内で面積4haを標準として配置する公園のこと。   |
|        | 地産地消   | その土地でとれた農産物・水産物を、その土地で消費すること。  |
|        | 通過交通   | 他地域に行くために市街地を通過するだけの自動車交通のこと。  |
|        | 低・未利用地   | 本来、建築物などが建てられ、その土地にふさわしい利用がなされるべき土地において、そのような利用がされていない土地のこと。「未利用地」の具体例としては、空き地、空き家、工場跡地、耕作放棄地などであり、「低利用地」としては、資材置場や青空駐車場などがある。   |
|        | 出前講座   | 行政職員が、地域や団体、サークルの集まり、学校の授業など住民が希望する場所で、行政の取り組みや施策について、対話形式で説明をする場のこと。  |
|        | 特定環境保全公共下水道  | 公共下水道のうち主として市街化区域以外で設置される下水道で、自然公園区域内の水質保全のため、また農山漁村の生活環境の改善を図るための下水道で処理対象人口が10,000人以下の小規模下水道のこと。  |
|        | 特定流通業務施設   | 流通業務施設（トラックターミナル、卸売市場、倉庫又は上屋）であって、高速自動車国道、鉄道の貨物駅、港湾、漁港、空港その他の物資の流通を結節する機能を有する社会資本等の近傍に立地し、物資の仕分及び搬送の自動化等荷さばきの合理化を図るための設備、物資の受注及び発注の円滑化を図るための情報処理システム並びに流通加工の用に供する設備を有するものこと。 |
|        | 都市型災害  | 都市型災害とは、都市特有の構造が主因となって起こる災害のこと。地震や最近特に増えている集中豪雨による災害、またビル火災も含まれる。  |
|        | 都市機能   | 一般的には、人々が暮らす上で必要となる、政治・行政機能、商業機能、交通・通信機能、教育・文化・娯楽機能、医療・福祉機能などのこと。  |
|        | 都市基盤   | 都市活動を支える道路、公園、上下水道などの施設の総称のこと。近年では、情報・通信網なども重要な都市基盤として位置づけられている。   |
|        | 都市計画基礎調査   | 都市計画法第6条に「おおむね5年ごとに実施」するものと規定され、都市政策の企画・立案及び都市計画の運用に資するため、土地利用現況・建物現況・都市施設・市街地整備の状況等について調査し、都市の現況及び動向を把握するための調査のこと。  |
|        | 都市計画区域   | 都市計画を策定する場ともいうべきもので、健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保するという都市計画の基本理念を達成するために、都市計画法その他の法令の規制を受けるべき土地として指定した区域のこと。  |
|        | 都市計画区域マスタープラン  | 市町村を超える広域の見地から、県が都市計画法に基づいて策定するもので、都市計画の目標や土地利用、主要な都市計画の決定の方針等を体系的、総合的に示す計画のこと。  |
| 都市計画道路 | 都市計画において定められる都市施設の一つで、自動車専用道路、幹線道路、区画街路、特殊街路の4種類がある。 |  |

| 五十音 | 用語         | 解説   |
|-----|------------|--|
| た行  | 都市公園       | 国もしくは地方公共団体が設ける公園または緑地で、都市公園法において定義された施設のこと。種類として街区公園、近隣公園、地区公園などがある。                                    |
|     | 都市構造       | 都市の骨格となる交通網や土地利用をベースに、都市の姿を概念的に簡単に表現すること。  |
|     | 都市再生整備計画   | 都市の再生が必要な土地の区域において、都市再生特別措置法に基づいて市町村が作成した公共公益施設の整備などに関する計画のこと。事業費の一部に「まちづくり交付金」が国から交付される。                |
|     | 都市施設       | 道路、公園、水道、学校、病院など、都市計画に定めることができる都市に必要な施設のこと。  |
|     | 土地区画整理事業   | 既成市街地などにおいて、公共施設の整備改善と宅地の利用増進を目的として、換地手法を用いて、土地の区画形質を整え、道路・公園等の公共施設の新設・改良を行い、健全な市街地の形成や良好な宅地の供給を行う事業のこと。 |
| な行  | 日常生活圏      | 地形的・歴史的に一体性があり、概ね徒歩や自転車で移動できる学校区などの日常生活に密着した区域のこと。   |
|     | 農業振興地域     | 自然的・経済的・社会的諸条件を考慮して、一体として農業の振興を図ることが相当であると認められる地域のこと。  |
|     | 農業生産基盤     | 農業生産を行うための基盤となる施設（水路や農道など）や、ほ場（水田、畑）のこと。   |
|     | 農用地区域      | 農振法に基づき、農業振興地域内において今後相当長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地として市町村が農振整備計画で用途（農地、採草放牧地、農業用施設用地等）を定めて設定する区域のこと。             |
| は行  | ハザードマップ    | 洪水や津波などの自然災害に対して危険なところを示した地図のこと。   |
|     | パブリックコメント  | 行政の政策立案過程で、意思決定を行う前に、広く住民から意見を集め、意思決定に反映させることを目的とした制度のこと。  |
|     | バリアフリー     | 高齢者や障がい者などが生活や活動をする上で、障害となっている部分を除去すること。   |
|     | ベッドタウン     | 住民の大部分が大都市に通勤・通学している、大都市周辺の住宅都市のこと。  |
|     | 防災拠点       | 災害時に防災活動の拠点となる学校、公園などの公共施設や場所のこと。平常時には防災講習・訓練や地域住民の憩いの場として活用される。   |
|     | 保水貯留機能     | 農地や森林土壌が、流域内において雨水を一時的に浸透・貯留する機能のこと。   |
| や行  | 有機的連携      | 拠点となる地域と周辺地域が一体的に発展するように、道路整備や情報提供などにより連携すること。   |
|     | ユニバーサルデザイン | ユニバーサル＝普遍的な、全体の、という言葉が示しているように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること。   |
|     | 用途地域       | 良好な市街地環境の形成や、都市内における住居、商業、工業などの適正な配置による機能的な都市活動の確保を目的として、建築物の用途、建ぺい率、容積率、高さなどの規制、誘導をする制度のこと。             |
| ら行  | ライフライン     | ガス・水道・電気・電話・流通などの生活を支えるシステムのこと。  |
|     | リサイクル      | 資源の節約や環境汚染の防止のために、不用品や廃物を再生して利用すること。   |
|     | 緑化協定       | 都市の良好な環境を確保するため、緑地の保全または緑化の推進に関する事項について、土地所有者等の全員の合意により協定を結ぶ制度のこと。                                       |
|     | レクリエーション   | 仕事や勉強などの疲れを癒やすため、娯楽、余暇、レジャーなどで楽しむこと。   |